

1 5 契約保証金

- (1) 契約金額の 10 分の 1 以上の金額とする。
- (2) (1)以外の、契約保証金の取り扱いは、工事請負契約における契約保証に関する取扱要領（令和元年 12 月 10 日施行）を準用する。

1 6 契約書作成の要否 要

1 7 入札保証金 免除する。

1 8 その他

- (1) この入札の取り扱いは、財務規則のほか、建設工事執行規則（昭和 39 年宮城県規則第 9 号）及び宮城県建設工事競争入札参加心得（平成 15 年 4 月 1 日施行）を準用する。
- (2) 入札公告の開始日から質問書に対する回答閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札参加者は入札情報サービス及び閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認のうえ、入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格確認票様式等については、宮城県出納局契約課のホームページ又は入札情報サービスシステムからダウンロードできる。
- (4) 宮城県出納局契約課ホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）
- (5) 落札者は、この業務に係る契約を締結した後において、入札が財務規則第 101 条の 4 第 1 項第 9 号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。
- (6) 建設工事執行規則、宮城県建設工事競争入札参加心得及び工事請負契約における契約保証に関する取扱要領については、宮城県出納局契約課のホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）及び入札情報サービスシステム（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/system.html>）において閲覧することができる。
- (7) 電子入札システム・総合評価支援システム（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/system.html>）
- (8) この契約は、電子契約を選択できるものとする。